

「労働契約による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱い」についてのQ&Aが発出されましたので、健康保険組合での被扶養者認定におけるポイントをご案内いたします。

【労働契約内容による年間収入が基準未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて】

Q1. 今回の厚労省の通知の概要を教えてください。

A 認定対象者の年間収入については、認定対象者の過去の収入・現時点の収入または将来の収入の見込みなどから所定外賃金の見込みを含めた今後1年間の収入見込みにより判断をしているところですが、就業調整対策の観点から被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととしたものです。その為、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は被扶養者の認定における年間収入には含まない事となります。

Q2. 年間収入130万円未満について教えてください。（19歳～22歳＝150万円未満・60歳以上＝年金含180万円未満）

A 労働条件通知書の内容が確認できる書類において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込み額が130万円未満である場合を想定しております。そのため当該書類上に明確な規定がなくあらかじめ金額を見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入の見込み額には含まないこととなります。

Q3. 労働契約が確認できる書類がない場合はどうするか。

A 従来通り、勤務先から発行された収入証明や課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q4. 時間外労働の取扱いについて教えてください。

A 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点での時間外労働が発生していたとしても、当年度においては一時的な収入変動とみなし、今回の取扱いにより年間収入を判断することとなります。

Q5. 「給与収入のみである」旨の申し立てはどのようにするのか。

A 健康保険被扶養者（異動）届の備考欄に「給与収入のみである」旨を記載し、場合により別途、認定対象者本人が任意の書式にて書面を作成（自署）し届出に添付してください。

Q6. 本通知による取扱いの適用日はいつですか。

A 本通知による取扱いは、認定日が2026年4月1日以降の方について適用されます。なお、2026年4月1日より前に遡って認定をする場合は、従来通りの取扱いにより認定の可否を判断することとなります。

【「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について】

Q7. 被扶養者の認定における今後の運用について教えてください。

A 「年収の壁・支援強化パッケージ」における社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（2023年10月20日付保保発・同年12月25日一部改正）により対応しておりますが、これについては「当面」ではなく「恒久的な取り扱い」となります。

なお、例年の被扶養者調査時に事業主証明が3回連続で提出された場合は、原則として事業主証明は無効となります。

以上